

第4次静岡県男女共同参画基本計画(案)

誰もが幸せを実感できる寛容な社会の実現～男女共同参画の推進による県民のウェルビーイング向上～

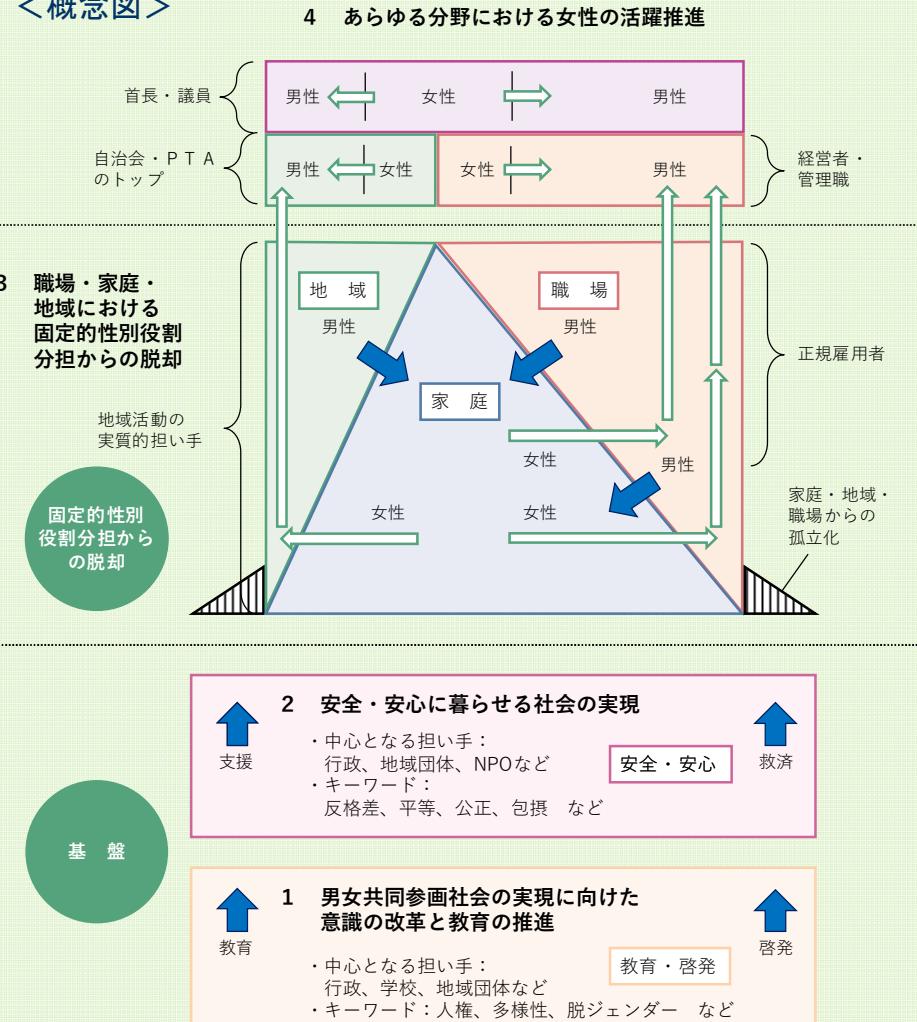
1 計画策定の趣旨

男女共同参画の推進を阻害する「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の解消等、第3次静岡県男女共同参画基本計画の評価で明らかになった課題を踏まえ、第4次基本計画を策定する

2 計画策定の経緯

「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」を目指し、平成13(2001)年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしづおか2010”」、「第2次静岡県男女共同参画基本計画」、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」により、様々な施策を推進

＜概念図＞



3 計画の性格

- 「男女共同参画社会基本法」及び「静岡県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として位置づけ
- 国の「第6次男女共同参画基本計画」、「静岡県総合計画」等との整合性を図る
- 静岡県男女共同参画会議等の意見を反映
- 「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を組み込む

4 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで

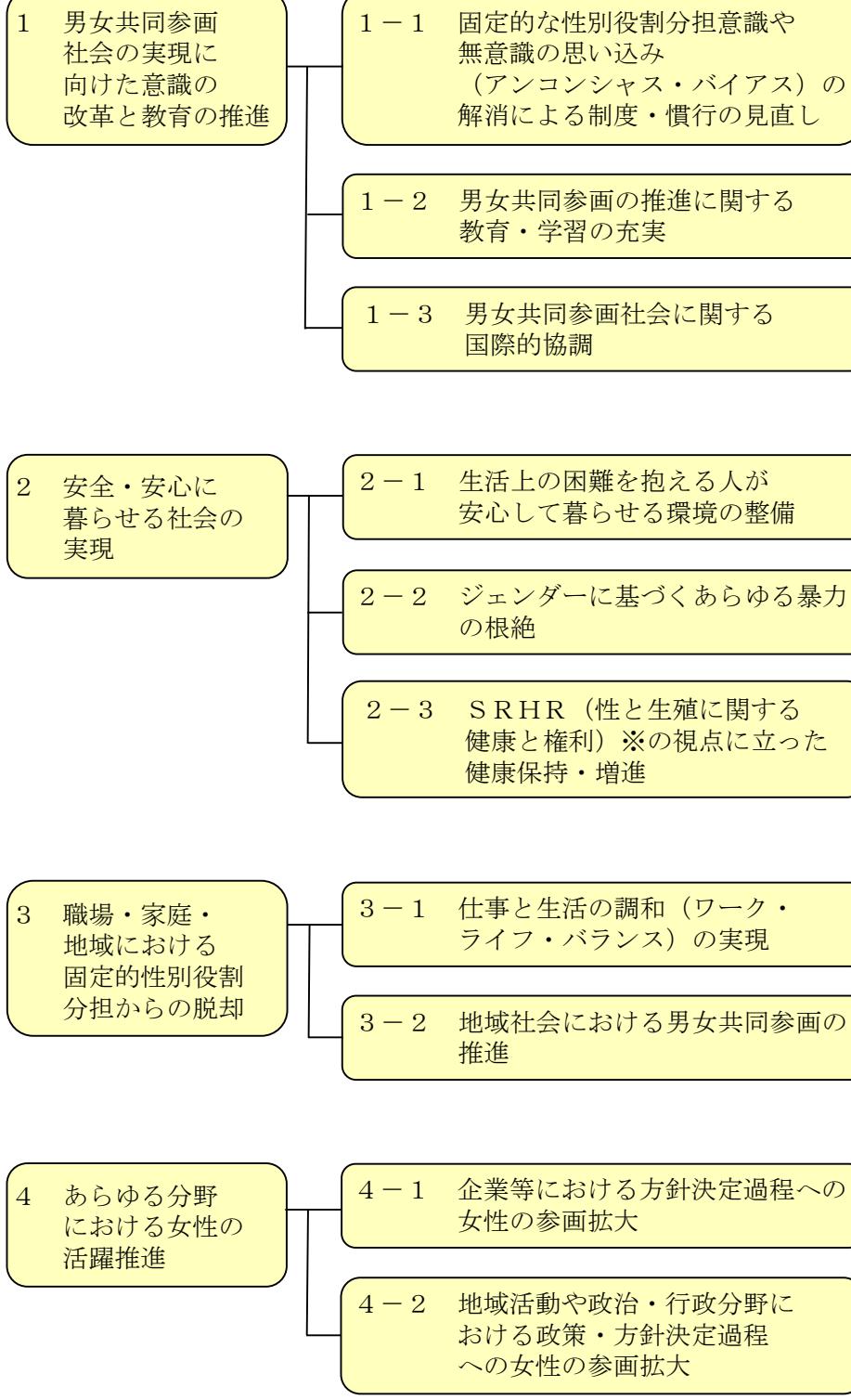
《基盤》

- 男女共同参画がいまだ女性の問題と捉えられがちであることや、固定的な性別役割分担意識が根強いことから、教育や啓発による「1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革と教育の推進」を施策推進の基礎とする
- 女性に対する暴力の増加、ひとり親家庭や非正規労働者等の経済的困窮などの問題については、「2 安全・安心に暮らせる社会の実現」を1とともに施策推進の基礎とする

《固定的な性別役割分担からの脱却》

- 「生活の場における男女共同参画は、女性が地域や職場で活躍することに加え、男性が家庭に主体的に参画することが重要である」、「ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を実現するためには、「職場」「家庭」「地域」を切り分けず、各生活の場に存在する男性・女性の壁を壊す必要がある」という考え方から、基盤の上に「3 職場・家庭・地域における固定的な性別役割分担からの脱却」を置き、性別の枠を超えた大きな循環をつくり出す
- 3を受け、「4 あらゆる分野における女性の活躍推進」で、首長、議員、経営者、管理職レベルでの男女共同参画を進める

5 施策体系



※ S R H R : セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライフ